

令和5年度君津健康福祉センター運営協議会の事前質問及び回答

要望①

夏の気温の高さ、秋になっても暑く、体力の落ちた方が以前と同じ活動をして体調を崩してしまう例をたびたび聞きます。平均より高齢化率が高く医療面でも人員が少ないこの地域で私たちはどういう働きかけをしたらいいのでしょうか。

回答

高齢者は、加齢に伴い皮膚の温度センサーが弱くなり、気温を読み取って脳に伝え、体温調節機能が低下するといわれています。

自覚のないまま熱中症等になってしまうリスクが高いと考えられます。

そのため、高齢者自身が自覚をもって室温や湿度等の環境整備をすること、ご自身での管理が難しければ、周囲が声掛けや実際に調整することが必要です。

また、気温が高い状態が続き、夏バテになりやすいと考えられるため、バランスの良い食事や水分摂取、質の良い睡眠をとるなど生活習慣を整えていただくことが大切と考えます。

質問①

調理師試験の合格率が令和2年度と4年度で20ポイントも下がっていますが、理由がわかりますか。

回答

試験の合格基準や試験問題の難易度等に変更はないため、その年度の受験者個々の状況によるところが大きいものと考えられます。

(補足)

- ・合計得点6割以上で合格となります。ただし1科目でも平均点を大きく下回る場合は不合格となります。
- ・平成30年度から、調理師試験の試験問題作成などの一部の業務を（公社）調理技術技能センターに委託しています。

質問②

免許交付の新規交付は合格者数と違いますか。

回答

調理師免許証の（新規）交付申請は、調理師試験合格者だけではなく、都道府県知事の指定する調理師養成施設卒業者からの申請も含まれるため、試験合格者の数とは一致しません。

質問③

措置入院関係法第26条矯正施設の長からの通報による15名中14名が診察の必要がないと認められていますが、多すぎませんか。

またなぜこうなるのでしょうか。

（令和4年度事業年報P64 表9-（2）-ア）

回答

矯正施設長からの通報規定は、「精神障害者またはその疑いのある収容者を釈放、退院または退所させようとするときは、あらかじめ、本人の帰住地の都道府県知事に通報をしなければならない」というものです。

その通報は、症状の軽重に応じて、いわゆる本通報と簡易通報の二つの定めがあります。

本通報とは、「本人を入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者、精神病院に入院させるか若しくは特別の保護指導が必要と認められた者」に対して行われるものです。

簡易通報とは、本通報以外の「軽症度の者」に対して行われるものです。

令和4年度については、いわゆる本通報が1件、簡易通報が14件でありました。

そのため、「軽症度の者」が多く、診察不要件数が多い結果となっています。

意見① 事業年報 p.95 より書面が読みづらくなりました。

回答

印刷の際の設定ミスがありました。印刷し直したものを配布します。申し訳ございません。

意見② 事業年報 p.113 表 2-(10)の計算が合わないところがあります。

回答

数値の計上の際にミスがありました。修正したものを配布します。申し訳ございません。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

昭和二十五年五月一日号外法律第二百二十三号

(矯正施設の長の通報)

第二十六条 矯正施設(拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地(居住地がない場合は当該矯正施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

- 一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要
- 三 釈放、退院又は退所の年月日
- 四 引取人の住所及び氏名

(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。

○被収容者等の釈放に関する訓令(抄)

平成十八年五月二十三日法務省矯成第三三七三号

4 釈放に伴う通知

(2)精神障害者の通報等

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十六条に基づく通報が必要と思料される場合には、あらかじめ当該被収容者等の居住地(居住地がない場合は当該矯正施設の所在地)の都道府県の担当部署、保護観察所、病院等と連絡を密にし、必要に応じて、出所又は出院の直前に居住地最寄りの矯正施設に移送し、その矯正施設から出所又は出院させる方法を講じるなど、医療及び保護の便宜を図るよう留意すること。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十六条に基づく通報を行う場合には、同条に定める事項のほか、指定医診察希望日及び希望診察場所も併せて通知すること。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十六条第二号(症状の概要)の記載事項については、症状の軽重により次のとおりとすること。

(ア) 本人を入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある、精神病院に入院させるか若しくは特別の保護指導が必要と認められた者については、できる限り症状を詳細に記載し、入院についての意見を付すること。

(イ) 上記(ア)以外の軽症度の者については、病名の記載にとどめ、特に参考となるべき事項があれば併記すること。